

令和4年度福島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和4年度福島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,617,216千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,561,502千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		194,030	7,795	201,825
	1 財産運用収入	194,030	7,795	201,825
2 繰入金		48,750,256	11,609,419	60,359,675
	1 一般会計繰入金	25,556,226	11,601,622	37,157,848
	2 基金繰入金	23,194,030	7,797	23,201,827
4 繰越金		0	2	2
	1 繰越金	0	2	2
歳入合計		91,944,286	11,617,216	103,561,502

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		91,944,286	11,617,216	103,561,502
	1 公 債 費	91,944,286	11,617,216	103,561,502
歳 出 合 計		91,944,286	11,617,216	103,561,502

令和4年度福島県土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度福島県土地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,081,866千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218,499千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		1,650,364	△1,609,158	41,206
	1 財 産 運 用 収 入	364	△76	288
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000	△1,609,082	40,918
2 繰 入 金		1,650,000	△1,472,707	177,293
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000	△1,472,707	177,293
3 繰 越 金		1	△1	0
	1 繰 越 金	1	△1	0
歳 入 合 計		3,300,365	△3,081,866	218,499

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 基金管理費		365	△77	288
	1 基金管理費	365	△77	288
2 土地取得事業費		1,650,000	△1,472,707	177,293
	1 公共用地取得事業費	1,650,000	△1,472,707	177,293
3 繰 出 金		1,650,000	△1,609,082	40,918
	1 基金繰出金	1,650,000	△1,609,082	40,918
歳 出 合 計		3,300,365	△3,081,866	218,499

令和4年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度福島県国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ596,584千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,786,607千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		48,281,416	△953,946	47,327,470
	1 負担金	48,281,416	△953,946	47,327,470
2 国庫支出金		54,384,986	△905,474	53,479,512
	1 国庫負担金	32,650,451	△1,037,221	31,613,230
	2 国庫補助金	21,734,535	131,747	21,866,282
3 療養給付費等交付金		0	2,490	2,490
	1 療養給付費等交付金	0	2,490	2,490
4 前期高齢者交付金		57,499,329	△286,028	57,213,301
	1 前期高齢者交付金	57,499,329	△286,028	57,213,301
5 共同事業交付金		318,495	△81,744	236,751
	1 共同事業交付金	318,495	△81,744	236,751
6 財産収入		309	△56	253
	1 財産運用収入	309	△56	253

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		11,221,425	△596,589	10,624,836
	1 一般会計繰入金	10,051,425	83,411	10,134,836
	2 基金繰入金	1,170,000	△680,000	490,000
8 繰越金		7,328,959	3,424,728	10,753,687
	1 繰越金	7,328,959	3,424,728	10,753,687
9 諸収入		155,104	△6,797	148,307
	4 雑収入	143,693	△6,797	136,896
歳入合計		179,190,023	596,584	179,786,607

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		85,802	△2,576	83,226
	1 総 務 管 理 費	74,208	△1,826	72,382
	3 保 険 者 機 能 強 化 事 業 費	11,116	△750	10,366
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		137,604,891	△363,504	137,241,387
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	137,604,891	△363,504	137,241,387
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		25,034,576	△2,086,068	22,948,508
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	25,034,576	△2,086,068	22,948,508
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		74,014	△12,554	61,460
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	74,014	△12,554	61,460
5 介 護 納 付 金		8,271,375	△28,272	8,243,103
	1 介 護 納 付 金	8,271,375	△28,272	8,243,103
6 病 床 転 換 支 援 金 等		1,164	△1,085	79
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	1,164	△1,085	79
7 共 同 事 業 拠 出 金		350,537	△111,227	239,310

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 共同事業拠出金	350,537	△111,227	239,310
8 財政安定化基金支出金		180,000	△180,000	0
	1 財政安定化基金支出金	180,000	△180,000	0
9 保健事業費		38,102	△14,982	23,120
	1 保健事業費	38,102	△14,982	23,120
10 基金積立金		2,672,624	5,489,914	8,162,538
	1 基金積立金	2,672,624	5,489,914	8,162,538
12 諸支出金		3,876,938	△2,101,344	1,775,594
	1 償還金及び還付加算金	3,811,666	△2,099,794	1,711,872
	2 市町村助成金	65,272	△1,550	63,722
13 繰出金		0	8,282	8,282
	1 繰出金	0	8,282	8,282
歳出合計		179,190,023	596,584	179,786,607

令和4年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和4年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,150千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218,396千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		137,135	2,582	139,717
	1 繰越金	137,135	2,582	139,717
3 諸収入		80,191	△6,732	73,459
	2 貸付金元利収入	80,032	△6,732	73,300
歳入合計		222,546	△4,150	218,396

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		222,546	△4,150	218,396
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	222,546	△4,150	218,396
歳 出 合 計		222,546	△4,150	218,396

令和4年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第2号）

令和4年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,168,757千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		137,907	△39,717	98,190
	1 一般会計繰入金	137,907	△39,717	98,190
2 繰越金		9,462	△798	8,664
	1 繰越金	9,462	△798	8,664
3 諸収入		375,354	293,790	669,144
	2 貸付金元利収入	375,332	293,790	669,122
4 県債		551,624	△158,865	392,759
	1 県債	551,624	△158,865	392,759
歳入合計		1,074,347	94,410	1,168,757

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費 貸 付 事 業		1,030,361	95,208	1,125,569
	1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費	1,030,361	95,208	1,125,569
2 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 費 貸 付 事 業		43,986	△798	43,188
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 費	43,986	△798	43,188
歳 出 合 計		1,074,347	94,410	1,168,757

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利	率	償還の方法	限度額	起債の方法	利	率	償還の方法		
中小企業高度化資金	551,624	1 借入方法 普通貸借 2 借入資金 独立行政法人 中小企業基盤整 備機構	独立行政法人中小 企業基盤整備機構 の業務（産業基盤 整備業務を除く。） に係る業務運営、 財務及び会計に関 する省令（平成16 年経済産業省令第 74号）第1条の2 第3号の規定によ り独立行政法人中 小企業基盤整備機 構が業務方法書 （貸付準則）に定 める利率	独立行政法人中小 企業基盤整備機構 の業務（産業基盤 整備業務を除く。） に係る業務運営、 財務及び会計に関 する省令（平成16 年経済産業省令第 74号）第1条の2 第3号の規定によ り独立行政法人中 小企業基盤整備機 構が業務方法書 （貸付準則）に定 める償還の方法	392,759	1 借入方法 普通貸借 2 借入資金 独立行政法人 中小企業基盤整 備機構	独立行政法人中小 企業基盤整備機構 の業務（産業基盤 整備業務を除く。） に係る業務運営、 財務及び会計に関 する省令（平成16 年経済産業省令第 74号）第1条の2 第3号の規定によ り独立行政法人中 小企業基盤整備機 構が業務方法書 （貸付準則）に定 める利率	独立行政法人中小 企業基盤整備機構 の業務（産業基盤 整備業務を除く。） に係る業務運営、 財務及び会計に関 する省令（平成16 年経済産業省令第 74号）第1条の2 第3号の規定によ り独立行政法人中 小企業基盤整備機 構が業務方法書 （貸付準則）に定 める償還の方法				
計	551,624				392,759							

令和4年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ167,970千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,214,432千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		2	△2	0
	1 負担金	2	△2	0
2 使用料及び手数料		522,176	14,569	536,745
	1 使用料	522,176	14,569	536,745
3 財産収入		993,814	△353,369	640,445
	1 財産売却収入	1	△1	0
	2 財産運用収入	993,813	△353,368	640,445
4 繰入金		2,642,469	△318,928	2,323,541
	1 一般会計繰入金	2,642,469	△318,928	2,323,541
5 繰越金		1	75,142	75,143
	1 繰越金	1	75,142	75,143
6 諸収入		240	485,218	485,458
	1 雑収入	240	485,218	485,458

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県債		2,223,700	△70,600	2,153,100
	1 県債	2,223,700	△70,600	2,153,100
歳入合計		6,382,402	△167,970	6,214,432

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 小名浜港港湾整備事業費		3,000,786	△159,692	2,841,094
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	2,014,116	△140,198	1,873,918
	2 荷 役 機 械 整 備 費	893,882	△19,320	874,562
	3 上 屋 管 理 運 営 費	50,347	△1,512	48,835
	4 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	42,441	1,338	43,779
2 相馬港港湾整備事業費		3,334,722	△8,279	3,326,443
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	3,149,916	△8,170	3,141,746
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	8,277	△109	8,168
3 中之作港港湾整備事業費		2,894	1	2,895
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	2,894	1	2,895
歳 出 合 計		6,382,402	△167,970	6,214,432

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 小名浜港港湾整備事業費			100,050
	2 荷役機械整備費		100,050
		荷役機械建造費	100,050
2 相馬港港湾整備事業費			1,432,550
	1 ふ頭埋立造成費		1,288,230
		災害復旧費	1,288,230
	2 上屋管理運営費		144,320
		上屋管理運営費	144,320
合	計		1,532,600

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ふ頭埋立造成費 (小名浜港港湾 整備事業費)	578,900	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直しの 後の利 率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	508,800	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直しの 後の利 率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
荷役機械建造費 (小名浜港港湾 整備事業費)	210,500				210,400			
災害復旧費 (相馬港港湾 整備事業費)	1,434,300				1,433,900			
計	2,223,700				2,153,100			

令和4年度福島県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）

令和4年度福島県証紙収入整理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額2,987,320千円のうちで、歳入を補正する。

2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		2,928,868	4,241	2,933,109
	1 証紙収入	2,928,868	4,241	2,933,109
2 繰越金		58,451	△4,241	54,210
	1 繰越金	58,451	△4,241	54,210
歳入合計		2,987,320	0	2,987,320

令和4年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第3号）

令和4年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,616千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ548,359千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰 入 金		108,540	△43,941	64,599
	1 一 般 会 計 繰 入 金	84,675	△25,116	59,559
	2 基 金 繰 入 金	23,865	△18,825	5,040
5 諸 収 入		187,787	154,557	342,344
	2 貸 付 金 元 利 収 入	187,734	152,833	340,567
	3 雑 入	52	1,724	1,776
歳 入 合 計		437,743	110,616	548,359

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨学資金貸付事業費		437,743	110,616	548,359
	1 奨学資金貸付事業費	437,743	110,616	548,359
歳 出 合 計		437,743	110,616	548,359

令和4年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和4年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
収入			
第1款 流域下水道事業収益	8,208,261千円	△75,441千円	8,132,820千円
第1項 営業収益	3,792,328千円	△111,954千円	3,680,374千円
第2項 営業外収益	4,100,454千円	△12,443千円	4,088,011千円
第3項 特別利益	315,479千円	48,956千円	364,435千円
支出			
第1款 流域下水道事業費用	8,206,703千円	354,236千円	8,560,939千円
第1項 営業費用	7,647,510千円	△59,141千円	7,588,369千円
第2項 営業外費用	191,742千円	44,586千円	236,328千円
第3項 特別損失	367,451千円	368,791千円	736,242千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額85,516千円は、繰越

工事資金83,956千円、過年度分損益勘定留保資金1,560千円で補填するものとする。)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	3,083,646千円	△108,170千円	2,975,476千円
第1項 企業債	466,700千円	△30,100千円	436,600千円
第2項 補助金	1,120,600千円	△50,000千円	1,070,600千円
第4項 負担金等	694,196千円	△28,070千円	666,126千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,085,209千円	△24,217千円	3,060,992千円
第1項 建設改良費	1,986,618千円	△108,102千円	1,878,516千円
第2項 固定資産購入費	3,268千円	△70千円	3,198千円
第5項 還付金及び返納金	1千円	83,955千円	83,956千円

(企業債の補正)

第4条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前	
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
建設改良費	466,700千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮

2 借入資金 政府資金その他 資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) し、又は借換えをすることができるものとする。

起債の目的	限度額	補	正	後	利率	償還の方法
建設改良費	436,600千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行	年10%以内	起債日から30年以内
				普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他	年10%以内	起債日から30年以内
				政府資金その他	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	217,895千円	△10,496千円	207,399千円

令和4年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間総給水量	325,133,240立方メートル	219,000立方メートル	325,352,240立方メートル
(3) 一日平均給水量	890,776立方メートル	600立方メートル	891,376立方メートル

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	3,454,153千円	34,424千円	3,488,577千円
第1項 営業収益	2,555,884千円	20,805千円	2,576,689千円
第2項 営業外収益	865,755千円	32,689千円	898,444千円
第3項 特別利益	32,514千円	△19,070千円	13,444千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	5,517,145千円	△253,380千円	5,263,765千円

第1項 営業費用	3,028,148千円	△192,631千円	2,835,517千円
第2項 営業外費用	111,011千円	△36,397千円	74,614千円
第3項 特別損失	2,377,986千円	△24,352千円	2,353,634千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額814,487千円は、過年度分損益勘定留保資金749,068千円及び当年度分損益勘定留保資金65,419千円で補填するものとする。)

科目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	2,104,107千円	△776,653千円	1,327,454千円
第1項 企業債	2,104,100千円	△815,100千円	1,289,000千円
第2項 国庫支出金	1千円	12,299千円	12,300千円
第3項 工事負担金	2千円	26,148千円	26,150千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,914,607千円	△772,666千円	2,141,941千円
第1項 建設改良費	2,306,935千円	△704,920千円	1,602,015千円
第2項 企業債等償還金	607,671千円	△67,746千円	539,925千円

(継続費の補正)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

補 正 前

款	項	事業名	総額	年度	年割額		
1	資本的支出	1	建設改良費	導水管布設工事(江畑(添野工区))	550,000千円	令和2年度	50,000千円
						令和3年度	200,000千円
					令和4年度	300,000千円	
		導水管布設(複線化)工事	330,000千円	令和2年度	0千円		
				令和3年度	280,000千円		
				令和4年度	50,000千円		
		高柴ダムHBV・バイパス管更新工事	171,000千円	令和3年度	100,000千円		
				令和4年度	71,000千円		
		導水管布設工事(横山(1工区))	300,000千円	令和3年度	75,000千円		
				令和4年度	75,000千円		
				令和5年度	150,000千円		
		導水管布設工事(添野接続)	300,000千円	令和4年度	80,000千円		
				令和5年度	220,000千円		
		沼部堰改築工事	1,550,000千円	令和4年度	50,000千円		
	令和5年度		700,000千円				
	令和6年度		800,000千円				
機械設備更新工事(初野浄水場)	430,000千円	令和4年度	120,000千円				
		令和5年度	310,000千円				

款	項	補 正 後	業 名	総 額	年 度	年 割 額		
1	資本的支出	1	建設改良費	導水管布設工事(江畑(添野工区)) (磐城工業用水道)	420,176千円	令和2年度	50,000千円	
						令和3年度	200,000千円	
						令和4年度	170,176千円	
					導水管布設(複線化)工事 (相馬工業用水道)	309,639千円	令和2年度	0千円
						令和3年度	280,000千円	
						令和4年度	29,639千円	
					高柴ダムHBV・バイパス管更 新工事 (磐城工業用水道)	177,750千円	令和3年度	100,000千円
						令和4年度	10,000千円	
						令和5年度	67,750千円	
					導水管布設工事(横山(1工区)) (磐城工業用水道)	300,000千円	令和3年度	75,000千円
						令和4年度	25,000千円	
						令和5年度	200,000千円	
					導水管布設工事(添野接続) (磐城工業用水道)	300,000千円	令和4年度	40,000千円
						令和5年度	260,000千円	
	沼部堰改築工事(本体) (勿来工業用水道)	1,755,000千円	令和4年度	55,000千円				
		令和5年度	900,000千円					
		令和6年度	800,000千円					

機械設備更新工事（沈殿池）
（相馬工業用水道）

300,000千円

令和4年度

70,000千円

令和5年度

230,000千円

（企業債の補正）

第6条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前	
起債の目的	限度額	起債の方法	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	2,104,100千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

補		正		後	
起債の目的	限度額	起債の方法	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	1,289,000千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮

2 借入資金 政府資金その他

資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

し、又は借換えをすることができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	291,127千円	△3,188千円	287,939千円

(たな卸資産の購入限度額の補正)

第8条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
30,000千円	△11,917千円	18,083千円

令和4年度福島県地域開発事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 地域開発事業費用	27,570千円	△6,431千円	21,139千円
第1項 営業費用	9,941千円	△2,628千円	7,313千円
第2項 営業外費用	17,628千円	△3,803千円	13,825千円

（一時借入金の補正）

第3条 一時借入金の限度額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
723,909千円	△723,909千円	0千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	7,023千円	△18千円	7,005千円

令和4年度福島県立病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度福島県立病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
患 者 数			
入院患者 年間患者数	65,007人	△19,603人	45,404人
1日平均患者数	178人	△54人	124人
外来患者 年間患者数	115,506人	△3,828人	111,678人
1日平均患者数	475人	△22人	453人

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 病院事業収益	8,153,993千円	△23,762千円	8,130,231千円
第1項 医業収益	3,110,209千円	△473,212千円	2,636,997千円
第2項 医業外収益	5,043,069千円	373,215千円	5,416,284千円

第3項 特別利益	715千円	76,235千円	76,950千円
支 出			
第1款 病院事業費用	7,924,661千円	140,720千円	8,065,381千円
第1項 医業費用	7,741,883千円	40,349千円	7,782,232千円
第2項 医業外費用	168,225千円	15,905千円	184,130千円
第3項 特別損失	14,553千円	84,466千円	99,019千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	4,096,818千円	△10,311千円	4,086,507千円
交 際 費	833千円	20千円	853千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
834,460千円	△92,352千円	742,108千円